

176

平成十六年六月十四日提出
質問第一七六号

医療事故の報告義務化に関する質問主意書

提出者
長妻昭

医療事故の報告義務化に関する質問主意書

すべての医療機関（個人医院も含む）に関してお尋ねする。

一 現在、医療事故報告が義務化されている医療機関の数と名称と義務化された報告の項目・内容をお示し願いたい。

その医療機関の数は全体の医療機関の何パーセントか。報告内容の項目は、現行で十分と考えているか。

また、報告が義務化されてから、医療事故は減ったか。効果はあったのか。

義務化されてから現在までの医療事故報告のうち、最新の十例をお示し願いたい。

二 未だ医療事故報告が義務化されていない医療機関は、いくつあるか。どのような機関が多いのか。残りすべての医療機関にも、医療事故報告を義務付ける必要があると考えるがいかかか。

義務付ける予定があるとするれば、その期限（年月）と報告項目・内容をお示し願いたい。

三 総務省の行政評価・監視結果では、医療事故報告をすべての病院と一部の診療所に拡大すべきと厚生労働省、文部科学省に勧告しているが、この勧告を守るのか。その期限（年月）と内容は。

四 医療事故報告を義務付けると、どのような効果が期待できるか。

五 義務付けられた医療事故報告は、速やかに公表すべきと考えるがいかがか。

六 主要先進国での医療事故報告の義務付けの対象機関や項目・内容は、どのようになっているか。お示し
願いたい。

以上、具体的質問の点を踏まえて、内閣の見解を問うものである。

右質問する。